



平成 20 年 1 月 29 日

各 位

会 社 名 ク ラ フ ト 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 森 要
(J A S D A Q コ ー ド 7 4 4 0)
(U R L <http://www.kraft-net.co.jp/>)
問 合 せ 先 ク ラ フ ト 株 式 会 社
役 職 ・ 氏 名 取 締 役 経 理 部 長 ・ 井 本 秀 景
電 話 0 3 (3 2 6 5) 9 4 5 6 (代 表)

親会社等及び主要株主である筆頭株主 並びに主要株主の異動に関するお知らせ

当社の親会社等及び主要株主である筆頭株主並びに主要株主等に異動がありますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 異動について当社が知るに至った経緯及び異動の理由

クラフトフィナンシャルホールディングス株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、平成 19 年 12 月 10 日から平成 20 年 1 月 28 日まで当社普通株式及び平成 19 年 5 月 18 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を実施しておりましたが、本日、公開買付者より本公開買付けに対して当社普通株式 7,227,900 株の応募があった旨の報告がありました。

これにより当社に対する公開買付者の議決権所有割合は 50%超となり、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。

また、公開買付者の完全親会社であるクラフトホールディングス株式会社(以下「KH社」といいます。)が、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 3 項に規定する親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。

なお、本公開買付けの結果等の詳細につきましては、公開買付者が公表しております「クラフト株式会社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」をご覧ください。(8 ページ以降ご参照)

2. 親会社等及び主要株主である筆頭株主等の概要

(1) 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

名 称	クラフトフィナンシャルホールディングス株式会社	
本店所在地	東京都千代田区麹町四丁目4番地	
代表者役職氏名	代表取締役 森 要	
資本金の額	1,000千円	
事業内容	1.有価証券の投資と保有 2.前号に附帯関連する一切の業務	
決算期	3月	
当社との関係等 (異動前)	資本関係	公開買付者は、当社普通株式 100 株を保有しております。
	人的関係	当社の代表取締役社長である森要氏が公開買付者の代表取締役を兼任しております。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	公開買付者は関連当事者に該当します。
上場取引所	非上場	

(2) 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

名 称	クラフトホールディングス株式会社	
本店所在地	東京都千代田区麹町四丁目4番地	
代表者役職氏名	代表取締役 森 要	
資本金の額	1,000千円	
事業内容	1.有価証券の投資と保有 2.前号に附帯関連する一切の業務	
決算期	3月	
当社との関係等 (異動前)	資本関係	当社普通株式 100 株を間接的に保有しております。

	人 的 関 係	当社の代表取締役社長である森要氏がKH社の代表取締役を兼任しております。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	KH社は関連当事者に該当します。
上 場 取 引 所	非上場	

(3) 主要株主である筆頭株主に該当しないこととなる株主の概要

氏 名	森 要
住 所	東京都渋谷区

(4) 主要株主に該当しないこととなる株主の概要

氏 名	梶 弘幸
住 所	東京都品川区

(5) その他の関係会社及び主要株主に該当しないこととなる株主の概要

名 称	イオン株式会社
住 所	千葉市美浜区中瀬 1-5-1

3. 異動前後における親会社等及び主要株主である筆頭株主等の所有株式数、所有議決権数、及び総株主の議決権の数に対する割合

(1) 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主

クラフトフィナンシャルホールディングス株式会社

	所有株式数	所有議決権数	総株主の議決権の数に対する割合	株主順位
異動前	100 株	1 個	0.00%	-
異動後	7,228,000 株	72,280 個	98.89%	1 位

(2) 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主

クラフトホールディングス株式会社

	所有株式数	所有議決権数	総株主の議決権の数に対する割合	株主順位
異動前	- (100株)	- (1個)	- (0.00%)	-
異動後	- (7,228,000株)	- (72,280個)	- (98.89%)	-

(3) 主要株主である筆頭株主に該当しないこととなる株主

森 要

	所有株式数	所有議決権数	総株主の議決権の数に対する割合	株主順位
異動前	1,748,000株	17,480個	23.92%	1位
異動後	0株	0個	0%	-

(4) 主要株主に該当しないこととなる株主

梶 弘幸

	所有株式数	所有議決権数	総株主の議決権の数に対する割合	株主順位
異動前	1,532,000株	15,320個	20.96%	2位
異動後	0株	0個	0%	-

(5) その他の関係会社及び主要株主に該当しないこととなる株主

イオン株式会社

	所有株式数	所有議決権数	総株主の議決権の数に対する割合	株主順位
異動前	1,531,000株	15,310個	20.95%	3位
異動後	0株	0個	0%	-

- (注1) 「異動前」の総株主の議決権の数に対する割合の計算においては、当社が平成 19 年 12 月 21 日に提出した第 26 期半期報告書に記載された平成 19 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 7,655,000 株から、議決権を有しない 346,100 株を控除した 7,308,900 株に係る議決権の数 73,089 個を、当社の総株主の議決権の数として計算しています。
- (注2) 「異動後」の総株主の議決権の数に対する割合の計算においては、当社が平成 19 年 12 月 21 日に提出した第 26 期半期報告書に記載された総株主の議決権の数 73,089 個に、本公開買付けに応募された単元未満株式 400 株に係る議決権 4 個を加えた 73,093 個を基準に計算しております。
- (注3) 公開買付者は、法令に従い、本新株予約権付社債を本公開買付けの買付け等の対象としていました。そこで、「異動後」の総株主の議決権の数に対する割合の計算において、本新株予約権付社債(5,000,000,000 円)を本新株予約権付社債の発行要項に基づき、当初の転換価格(2,148 円)で転換した場合に発行される当社普通株式 2,327,747 株に係る議決権の数 23,277 個を上記(注2)に記載の総株主の議決権の数に加えて計算した場合の「異動後」の公開買付者の総株主の議決権の数に対する割合は 75.00%となります。なお、当社は、本新株予約権付社債の本公開買付けに対する応募がなされなかったため、平成 20 年 2 月 29 日を目処として発行会社の選択による繰上償還条項(以下「本繰上償還条項」といいます。)に基づき繰上償還する予定です。
- (注4) 「総株主の議決権の数に対する割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。
- (注5) 上記(2)において、括弧内は間接保有分を示しております。

4. 異動予定年月日(決済の開始予定日)

平成 20 年 2 月 1 日

(本公開買付けの決済の開始予定日である平成 20 年 2 月 1 日に株券の受け渡しが行われる予定です。)

5. 今後の見通し

(本公開買付け後の組織再編等の方針について)

公開買付者は、本公開買付けにより、当社の自己株式を除いた全株式を取得できなかったことから、以下の方法により、公開買付者を除く当社の株主の皆様に対して当社株式の売却機会を提供しつつ、当社を完全子会社化する一連の手続を行うこと(以下「本完全子会社化手続」といいます。)を企図しております。

具体的には、公開買付者は、定款の一部を変更して当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、定款の一部を変更して当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。)を付すこと、及び 当社の当該株式の全部取得と引換えに別個の種類当社の株式を交付することを付議議案とする臨時株主総会の開催を当社に速やかに要請する意向を有しています。当該臨時株主総会の開催にあたり、公開買付者は、上記 ないし を同一の臨時株主総会(以

下「本臨時株主総会」といいます。)に付議することを要請する予定です。また、本完全子会社化手続を実行するに際しては、本臨時株主総会において上記のご承認をいただきますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社普通株式を保有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)の決議が必要となります。そのため、公開買付者は、当社に対し、本臨時株主総会と同日に本種類株主総会を開催することを要請する予定です。当社は、かかる要請に応じて本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催することを検討しており、本臨時株主総会及び本種類株主総会は、平成20年3月下旬に開催される見込みです。

公開買付者は、本公開買付けにより、当社の総株主の議決権の3分の2を超える株式を所有することとなりますが、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て当社に取得されることとなり、当社の株主の皆様には当該取得の対価として別個の種類の本社株式が交付されることとなります。ここで、当社の株主の皆様には交付されるべき当該別個の種類の本社株式の数が1株に満たない端数となる場合には、当該株主の皆様に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数(但し、合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。)を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却価格(及びこの結果株主の皆様には交付されることになる金銭の額)については、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格を基準として算定される予定です。また、全部取得条項が付された当社普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は本日現在未定ですが、公開買付者が当社を完全子会社化することとなるよう、当社の株主の皆様に対し交付しなければならない当社株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定です。

上記 ないし の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、()上記 の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、()上記 の全部取得条項が付された普通株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。これらの()又は()の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的に裁判所が判断することになるため、上記()又は()の方法を株主様がとられた場合に当該株主様が取得できる価格は、本公開買付けの買付価格と異なることがあります。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続に関しては株主の皆様各自において自らの責任にてご確認され、ご判断いただくこととなります。

(上場廃止に関する見込みについて)

当社株式は、株式会社ジャスダック証券取引所に上場しておりますが、公開買付者は、適用ある法令に従い、当社を完全子会社化することを予定しておりますので、その場合には当社の株券は上場廃止になります。上場廃止後は、当社株式をジャスダック証券取引所において取引することができません。なお、当社は、全部取得条項が付された当社の上場普通株式の取得と引き換えに交付する別個の種類の本社株式について上場申請を行わない予定です。

(当社の今後の見通しについて)

当社の代表取締役社長である森要氏は、KH社へ出資を行うとともに、当社の株式を非公開化させるいわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)(注)のための一連の取引(以下「本取引」といいます。)成立後も引き続き当社の代表取締役社長に留まり、当社の経営にあたる予定です。また、本取引成立後、イオン株式会社及び株式会社ツルハホールディングスはKH社に対して出資を行うことを予定しており、その出資比率はイオン株式会社20.0%、株式会社ツルハホールディングス2.7%の予定です。

当社の代表取締役会長である梶弘幸氏は、本取引成立後、退任いたしますが、その他の当社の取締役については、本取引成立後も、引き続き当社の取締役として経営に参画することを予定しております。

また、本新株予約権付社債の本公開買付けに対する応募がなされなかったため、当社は平成20年2月29日を目処として、本繰上償還条項に基づき本新株予約権付社債を繰上償還する予定です。

(注) マネジメント・バイアウト(MBO)とは、一般に、買収対象会社の経営者が資金を出資し、事業の継続を前提として買収対象会社の株式を購入する取引をいいます。

6. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

当社は、本公開買付けの結果、公開買付者とKH社を親会社等として持つこととなりますが、当社の開示対象となる非上場の親会社等は、当社の議決権の過半数を直接保有し、かつ当社に与える影響が大きいと考えられる公開買付者に変更となります。

以上

添付資料：「クラフト株式会社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

(別紙)

平成 20 年 1 月 29 日

各 位

クラフトフィナンシャルホールディングス株式会社
代表取締役 森 要

クラフト株式会社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

当社(以下「公開買付者」といいます。)は、クラフト株式会社(JASDAQ コード番号:7440、以下「対象者」といいます。)株式等に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を平成 19 年 12 月 10 日から実施しておりましたが、本公開買付けが平成 20 年 1 月 28 日をもって終了いたしましたので、下記のとおり本公開買付けの結果についてお知らせいたします。

記

1. 公開買付け等の概要

(1) 対象者の名称

クラフト株式会社

(2) 買付予定の株券等の数

株式に換算した買付予定数	株式に換算した買付予定の下限	株式に換算した買付予定の上限
4,873,200 (株)	4,873,200 (株)	- (株)

(3) 買付け等の期間

平成 19 年 12 月 10 日(月曜日)から平成 20 年 1 月 28 日(月曜日)まで(30 営業日)

(4) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 2,396 円

第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といいます。)の金額 100 円につき、金 106 円

2. 買付け等の結果

(1) 応募の状況

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が株式に換算した買付予定の下限(4,873,200 株。以下「買付予定数」といいます。)に満たない場合は応募株券等の全部の買付け等を行わない、また応募株券等の総数が買付予定数以上の場合は応募株券等の全部の買付け等を行う旨の条件を付しましたので、応募株券等の全部の買付け等を行います。

株券等種類	株式に換算した 買付予定数	株式に換算した 超過予定数	株式に換算した 応募数	株式に換算した 買付数
株 券	4,873,200 株	株	7,227,900 株	7,227,900 株
新株予約権付社債券	株	株	株	株
合 計	4,873,200 株	株	7,227,900 株	7,227,900 株

(2) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	1 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	17,600 個	(買付け等前における株券等所有割合 18.26%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	72,280 個	(買付け等後における株券等所有割合 75.00%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	73,089 個	

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第26期中半期報告書(平成19年12月21日提出)記載の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいて単元未満株式についても買付け等の対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同報告書記載の単元未満株式の数(400株)に係る議決権の数(4個)を加算し、本新株予約権付社債(5,000,000,000円)を本新株予約権付社債の発行要項に基づき、当初の転換価格(2,148円)で転換した場合に発行される対象者普通株式2,327,747株に係る議決権の数23,277個を加えた96,370個を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

(注2) 公開買付者は、法令に従い、本新株予約権付社債を本公開買付けの買付け等の対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、上記(注1)記載のとおり本新株予約権付社債に係る議決権の数23,277個を「対象者の総株主等の議決権の数」に加えて計算しておりましたが、本新株予約権付社債の応募がなく、また対象者は、本新株予約権付社債のうち本公開買付けに応募されなかったものについては、平成20年2月29日を目処として発行会社の選択による繰上償還条項(以下「本繰上償還条項」といいます。)に基づき繰上償還する予定ですので、その場合の「買付け等後における公開買付者の株券等所有割合」は98.89%となります。

(注3) 「株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(3) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(4) 買付け等に要する資金 17,318 百万円

(5) 決済の方法及び開始日

買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

決済の開始日 平成20年2月1日(金曜日)

決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、日興コーディアル証券株式会社から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金いたします。

(6) 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

クラフトフィナンシャルホールディングス株式会社
東京都千代田区麹町四丁目4番地
株式会社ジャスダック証券取引所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号

3. 本公開買付け後の方針等

(公開買付け後の方針について)

公開買付者は、本公開買付けにより、対象者の自己株式を除いた全株式を取得できなかったことから、以下の方法により、公開買付者を除く対象者の株主の皆様に対して対象者株式の売却機会を提供しつつ、対象者を完全子会社化する一連の手続を行うこと(以下「本完全子会社化手続」といいます。)を企図しております。

具体的には、公開買付者は、定款の一部を変更して対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、定款の一部を変更して対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。)を付すこと、及び対象者の当該株式の全部取得と引換えに別個の種類の対象者株式を交付することを付議議案とする臨時株主総会の開催を対象者に速やかに要請する意向を有しています。当該臨時株主総会の開催にあたり、公開買付者は、上記ないしを同一の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議することを要請する予定です。また、本完全子会社化手続を実行するに際しては、本臨時株主総会において上記のご承認をいただきますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者普通株式を保有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)の決議が必要となります。そのため、公開買付者は、対象者に対し、本臨時株主総会と同日に本種類株主総会を開催することを要請する予定です。対象者は、かかる要請に応じて本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催することを検討しており、本臨時株主総会及び本種類株主総会は、平成20年3月下旬に開催される見込みです。

公開買付者は、本公開買付けにより、対象者の総株主の議決権の3分の2を超える株式を所有することとなりますが、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に

賛成する予定です。上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主の皆様には当該取得の対価として別個の種類の対象者株式が交付されることとなります。ここで、対象者の株主の皆様には交付されるべき当該別個の種類の対象者株式の数が1株に満たない端数となる場合には、当該株主の皆様に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数（但し、合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却価格（及びこの結果株主の皆様には交付されることになる金銭の額）については、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格を基準として算定される予定です。また、全部取得条項が付された対象者普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は本日現在未定ですが、公開買付け者が対象者を完全子会社化することとなるよう、対象者の株主の皆様に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定です。

上記 ないし の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、()上記 の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、()上記 の全部取得条項が付された普通株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。これらの()又は()の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的に裁判所が判断することになるため、上記()又は()の方法を株主様がとられた場合に当該株主様が取得できる価格は、本公開買付けの買付価格と異なることがあります。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続に関しては株主の皆様各自において自らの責任にてご確認され、ご判断いただくこととなります。

(上場廃止に関する見込みについて)

対象者株式は、株式会社ジャスダック証券取引所に上場しておりますが、公開買付け者は、適用ある法令に従い、対象者を完全子会社化することを予定しておりますので、その場合には対象者の株券は上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式をジャスダック証券取引所において取引することができません。なお、対象者は、全部取得条項が付された対象者の上場普通株式の取得と引き換えに交付する別個の種類の対象者株式について上場申請を行わない予定です。

(対象者の今後の見通しについて)

対象者の代表取締役社長である森要氏は、クラフトホールディングス株式会社(以下「KH社」といいます。)へ出資を行うとともに、対象者の株式を非公開化させるいわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)(注)のための一連の取引(以下「本取引」といいます。)成立後も引き続き対象者の代表取締役社長に留まり、対象者の経営にあたる予定です。また、本取引成立後、イオン株式会社及び株式会社ツルハホールディングスはKH社に対して出資を行うことを予定しており、その出資比率はイオン株式会社20.0%、株式会社ツルハホールディングス2.7%の予定です。

対象者の代表取締役会長である梶弘幸氏は、本取引成立後、退任いたしますが、その他の対象者の取締役については、本取引成立後も、引き続き対象者の取締役として経営に参画することを予定しております。

また、本新株予約権付社債の本公開買付けに対する応募がなされなかったため、当社は平成20年2月29日を目処として、本繰上償還条項に基づき本新株予約権付社債を繰上償還する予定です。

(注) マネジメント・バイアウト(MBO)とは、一般に、買収対象会社の経営者が資金を出資し、事業の継続を前提として買収対象会社の株式を購入する取引をいいます。

以 上